

北杜市立病院及び介護老人保健施設給食業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、北杜市立病院及び介護老人保健施設給食業務委託の委託業者を選定する方法を定めるものである。

1. 当該業務の趣旨又は目的

北杜市立病院及び介護老人保健施設給食業務委託（以下「業務」という。）は、医療行為の重要な一環であることを認識し、北杜市立病院及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の入院患者等の病態、年齢、性別、摂食機能等に応じた適切な食事を供与し、その治癒又は病状回復の促進を図ること、及び効率的な業務運営を行うことを目的とする。

2. プロポーザルの事業名、概要、事業内容、履行期間及び予算

(1) 業務名

北杜市立病院及び介護老人保健施設給食業務委託

(2) 次の北杜市立病院及び介護老人保健施設の給食業務

①住 所：山梨県北杜市須玉町藤田773番地

施設名：北杜市立塩川病院

②住 所：山梨県北杜市須玉町藤田787番地

施設名：北杜市立介護老人保健施設しおかわ福寿の里

③住 所：山梨県北杜市長坂町大八田3954番地

施設名：北杜市立甲陽病院

(3) 事業内容

別添「北杜市立病院及び介護老人保健施設給食業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）を参照

(4) 履行期間

令和6年2月1日から令和9年1月31日まで

(5) 予算限度額 511,231,875円（消費税及び地方消費税を含む）

うち 管理費限度額 299,574,000円

給食材料費 211,657,875円（食数×単価による合計額）

3. 担当部局 〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

北杜市役所 福祉保健部健康増進課 市立病院担当

電話 0551-42-1335（課直通）

FAX 0551-42-1123

4. 参加資格要件

北杜市立病院及び介護老人保健施設給食業務委託プロポーザルに参加できる者は、下記の参加資格要件を満たしている者とする。

- (1) 北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領（平成24年北杜市告示第1号）第4条の規定に該当する登録業者及び同条ただし書きによる者とする。なお、登録業者以外が参加する場合は競争入札参加資格審査申請と同様の書類提出を必要とする（書類提出については、次に定める参加申込時に提出することを基本とするが、企画提案書と併せて提出することも可とする。）ただし、登録業者以外の参加については、本業務委託においてのみ認める。
- (2) 過去5年間に病院及び福祉施設給食業務の実績を有している者。

5. 参加申込手続き、募集期間及び申込方法

(1) 参加申込手続

北杜市公告式規則（平成16年北杜市規則第1号）による公告及び北杜市ホームページにより周知

(2) 募集期間

令和5年9月4日（月）から令和5年9月14日（木）まで

(3) 申込方法

参加資格要件を満たし、事業の選定を希望する事業者は、「北杜市立病院及び介護老人保健施設給食業務委託プロポーザル参加申込書」（別紙様式1）により、郵送またはFAXで担当部局に提出する。

※FAX送信後、電話連絡にて担当部局に到着確認を行う。

(4) 申込期限

令和5年9月14日（木）午後5時15分まで

6. 現地説明会

(1) 実施日

令和5年9月13日（水）

(2) 申込方法

現地説明を希望する事業者は9月8日（金）までに「現地説明会参加申込書」（別紙様式2）により、郵送またはFAXで担当部局に提出する。

※FAX送信後、電話連絡にて担当部局に到着確認を行うこと。

なお、場所や時間等は申込日の翌日から起算して3日以内（土日祝日は除く）に連絡する。また、現地説明において質疑は行わない。

7. 質疑応答

(1) 提出書類

質問書（別紙様式3）

(2) 受付期限

令和5年9月20日（水）午後5時15分まで

(3) 提出方法

質問書は必ずFAXにて、担当部局に提出する。

※FAX送信後、電話連絡にて担当部局に到着確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、受付日の翌日から起算して3日以内（土日祝日は除く）に市ホームページへ掲載する。また、質問回答の公表をもって本実施要領等の追加又は修正とする。

8. 企画提案について

(1) 企画提案書には、以下の項目を盛り込まなければならない。

①貴社の会社概要（設立年月日、資本金、財務状況等。これらのわかる会社案内の添付でも可）

②病院等給食への考え方、取り組み

ア 地産地消について

イ 地元食材業者の活用方法について

ウ 食材調達の考え方

エ 給食メニュー案とサンプル写真

オ 行事食・イベント食

カ その他

③非常時の患者食についての対応

④見積仕様書に基づいて貴社が提案する病院等給食業務委託における人員の確保に対する取組、取り組みによる人員体制、経験年数、勤務シフト等

⑤従業員への指導、管理及び教育体制

⑥業務総括責任者の係わりと円滑な運営のための病院等との連携の考え方

⑦給食数が大きく増減した場合の月間管理費（材料費を除く人件費及びその他経費）の変動有無

⑧業者決定後の貴社における業務受託までのスケジュール

⑨貴社（他の支店、営業所を含む）における給食業務に係る食中毒発生状況等について

ア 令和5年9月1日から起算して過去3年以内の食中毒発生件数

- イ アの発生の状況とその原因
- ウ 食中毒発生時の対応
- エ 食中毒予防対策
- オ 病院等の給食委託業務に係る代行保証人の業者名

⑩衛生管理に対する考え方と取り組み

⑪給食業務の受託実績（病院、福祉施設、企業等の別に記載すること）

⑫その他の提案事項

※その他、特に提案したい事項があれば、企画提案書に盛り込むこと。
※企画提案書については、プレゼンテーション資料となります。プレゼンテーション当日、提出済みの企画提案書以外の資料等の配布は認められません。

※評価項目の順番を踏まえた企画提案書の構成に努めること。

(2) 見積書について

- ①見積書（別紙様式4）の書式でA4版片面印刷とすること。
- ②特別に指示のない部分は1年間の金額を見積りすること。
- ③給食業務内容については、「仕様書」を参照すること。
- ④項目ごと詳細に人件費や物件費の明細がわかるよう作成すること。

(3) 提案書及び見積書の様式

日本工業規格A4縦型又は横型（一部A3版資料折込使用可）

(4) 提出方法

担当部局へ郵送または持参により提出すること。
郵送の場合は、電話連絡にて担当部局に到着確認を行うこと。

(5) 提出書類

- ①企画提案書 各16部
- ②見積書 （原本1部、写し16部）

(6) 提出期間

令和5年9月19日（火）から令和5年9月29日（金）午後5時15分
まで

9. 失格事項

- ①参加資格要件を満たしていないとき。
- ②提出方法、提出先及び提出期間に適合しないとき。
- ③公告及び実施要領等に示された条件に適合しないとき。
- ④記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ⑤許容された表現方法以外の表現が用いられているとき。

- ⑥虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑦委員又は事務局等関係者に対し、直接的又は間接的に援助を求めたとき。
- ⑧その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

10. プロポーザル全体のスケジュール

スケジュールについては以下のとおりとする。

内 容	日 程
プロポーザル入札公告	9月 1日 (金)
参加申込書提出	9月 4日 (月) から9月14日 (木) まで
現地説明会参加申込期限	9月 8日 (金)
現地説明会	9月13日 (水)
質疑受付期限	9月20日 (水)
質疑回答	7. (4) の回答方法による
企画提案書提出	9月19日 (火) から9月29日 (金) まで
プレゼンテーション	10月17日 (火) 予定
審査結果通知	10月18日 (水) 予定

11. 事前審査

参加者が4者以上の場合、提案内容により上位3者を選定する。

12. 業者の選定

「仕様書」に基づいて提出された企画提案一式及びプレゼンテーション内容について公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を特定者として選定する。また、次点者も併せて選定する。

①業者の選定方法

事業者の選定は、北杜市立病院及び介護老人保健施設給食業務委託公募型プロポーザル審査委員会にて行う。

②評価方法

- ・ 評価については、次の評価基準の配点に基づき評価し、選定については、委員ごとに評価点の合計が最も高い事業者から順位をつけ、1位とした委員の人数が最も多い事業者を特定者とする。次点を次点者とする。
1位とした委員の人数が同数の場合は、全委員の評価合計点の総合計が最も高い事業者を特定者とする。
- ・ プロポーザル参加事業者が1社の場合は、各委員の評価合計点の平均が

60点以上であれば、その事業者を特定者とする。

- ・ 審査委員会は非公開とし、審査経過の照会に対する回答は行わない。

【評価基準】

No.	評価項目	評価事項	配点
1	病院等給食への考え方、取り組み	病院等給食への考え方は、取り組み状況は十分か。	10点
2	非常時の患者食についての対応	非常時の患者食についての対応はできているか。	10点
3	見積仕様書に基づいて貴社が提案する病院等給食業務委託における人員の確保に対する取組、取り組みによる人員体制、経験年数、勤務シフト等	人員の確保に対する取り組みがなされているか。取り組みによる人員体制、経験年数、勤務シフト等により本業務を遂行できる人員及び体制が確保されているか。	10点
4	従業員への指導、管理及び教育体制	従業員への指導、管理及び教育体制は整っているか。	10点
5	業務総括責任者の係わりと円滑な運営のための病院等との連携の考え方	業務統括責任者の係わりが十分にあり、円滑な運営のため、病院との連携に取り組んでいるか。	10点
6	給食数が大きく増減した場合の月間管理費の変動有無	給食数が大きく増減した場合の月間管理費の変動に対応できる体制がとられているか。	5点
7	業者決定後の貴社における業務受託までのスケジュール	業務受託までのスケジュールは適切か。	5点
8	貴社における給食業務に係る食中毒発生状況等について	食中毒発生数が少なく、発生した際の対応、予防対策は十分か。	5点
9	衛生管理に対する考え方と取組み	衛生管理に対する取り組みは十分か。	10点
10	給食業務の受託実績	給食業務の受託実績は十分か	5点
11	その他の提案事項	その他の提案事項があるか。	5点
12	見積額		15点
	合 計		100点

③プレゼンテーション、ヒアリング

令和5年10月17日（火）予定 北杜市役所

※日程等詳細については、参加申込締め切り後、担当部局より連絡する。

※プレゼンテーションについては、企画提案書の②から⑫までとする。

④審査結果の通知

令和5年10月18日（水）予定

選考結果は参加事業者全員に文書で通知する。

13. プレゼンテーションの実施

①1者40分（説明20分、質疑20分）時間厳守

②出席者は、主として業務を担当する者1名を含む、3名以内とする。

③プレゼンテーションに欠席の場合、または辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。

④プレゼンテーションに必要な機材の内、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

14. 契約に関する基本的事項

①選定された特定者は、市と仕様並びに契約内容等協議のうえ、市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、特定者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることとする。

②受託者は、市と予定価格の制限の範囲内で随意契約を締結し、受託業務を実施する。

③契約及び契約書は、北杜市財務規則（平成16年北杜市規則第50号）の定めるところによるものとする。

④特定者との本契約は①の協議が終了した後行うものとする。

⑤契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとする。

15. その他

①提出された提案書等は、参加者に返却しない。

②選定の経緯は公表しない。

③プロポーザル参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

以上